日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2014. 1. 29

No.14-008

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

ILO の重要な決意・勧告の意義を みんなで理解し JAL 整理解雇の撤回、職場復帰への力に

国際労働機関（ILO）により、
解決するまで継続的な監視の対象となった
JAL 不当解雇事件
ILO 勧告の意義についてシリーズ 6

十分な真摯な交渉を行うことは、ILO として譲れない原則

今回の勧告をみて、日航事件に対する ILO の重要な決意を感じます。

国労案件が解決したにも関わらず、どうして、このような事件が起きるのだろうかという、疑念もあるとみられます。同時に、この日航事件が、世界の航空労働者全体へ持つ影響を ILO が危惧していることによると思われます。(従って) ILO は、(この) 日航事件について、審査外の事案ではなく、まさに、ILO が ILO らしく見解を表明する重要な事案として位置付けたものと思われます。

特に、87 号結社の自由条約、98 号団体交渉促進条約等の結社の自由関連条約は、ILO 条約のなかでも、コア条約に位置付けられています。その遵守は、ILO の存立基盤としても重視されている条約です。

世界の航空産業でリストラがなされるとしても、ILO は、まず、企業側と労働組合とが十分な真摯な交渉を行うこと、そのことは、何としても譲れない原則であることを ILO は、この勧告で再確認したのです。

IFALPA, ITF が準当事者
JAL の案件は国際事件として認識

勧告文をみて、賛同者(supported by)として、正式に、IFALPA(国際定期航空操縦士協会連合会)、ITF(国際運輸労連)が記載されていることが重要です。この記載からみても、ILO 自身が、この日航案件を国際事件として認識していることは明らかです。

そして ILO を軸として、この日航案件は、IFALPA、ITF が準当事者として、関与していることが明らかにされました。サッカーでいうと、サポーターは、選手につぐプレーヤーとも評されますが、勧告遵守に向けて、国際労働運動の尽力が期待できると思います。

労働者の状況に精通する専門家としての労働組合と
真摯に向き合うことが求められている

勧告文の「協議」と翻訳される言葉に触れます。英語では、「consult」で、日本語でも、コンサルタントとして使われています。その内容は、方針を企画・決定するにあたり、その分野の専門家の意見を聞いて検討するという意義の文言です。そのことでは、交渉(に)より、巾広く、そして、計画段階から十分に意見を聞く

と言う意味が含まれています。

更に、労働組合は、安全問題を含めて、労働者の置かれている状況(等)、現場に精通した専門家として、協議の当事者であるべきことを意味しています。日本の労使関係は、その水準には至っていませんが、日航経営者は、本来の企業再建を実施していくために、労働者の状況に精通する専門家としての労働組合と真摯に向き合うことが ILO から求められていることを知るべきだと思います。

「勧告」を理解、活用して
整理解雇撤回、職場復帰の交渉・支援を

今後、原告団、組合、支援共闘会議で、交渉実現を日本政府と経営者に要請することになります。そして、交渉が実現しない場合、そのことを、追加情報として、ILO に提出することになります。

しかしながら現状では、日本政府、経営者は、ILO の勧告をなかなか守ろうとしません。そのことは、今、ILO の中でも問題視されてきています。そこで、重要な事は、この ILO 勧告を活用して運動を広め、勧告の遵守を政府と経営者に求めていくことです。そのためにはまず、この勧告の意義を原告団、組合、支援者の皆さんで共通して理解することが必要です。

国労案件の場合、勧告が出される都度、全国で学習会を開催して、国際機関から日本の労使関係がどのようみられているのか、そのことを変えていく運動の大切さを考え合ってきました。

国労案件にも学びながら、ILO 勧告を力にしていく取り組みを期待します。

■2012 年 6 月 15 日の「第一次勧告」を受けての、牛久

保秀樹弁護士による「日本政府に解決交渉の実現を要請
ILO 結社の自由委員会・ＩＬＯ理事会勧告の意義」を一
部抜粋要約しています

（見出し・レイアウトなどは世話人による）

次号から牛久保秀樹弁護士の寄稿「フォローアップによる ILO の見解」を元に、実質上の「ILO 二次勧告」（2013 年 10 月 31 日）の紹介シリーズが始まります

2014年もこれまで同様、カンパ及び活動へのお願いいたします

カンパ宛先等の情報

http://jalfltcrewob.web.fc2.com/kampa.htm

今後の日程

5月　15日（木）

控訴審　客室乗務員判決

東京高裁　101号法廷

13時30分より

6月　5日（木）

控訴審　パイロット 判決

東京高裁　101号法廷

13時30分より